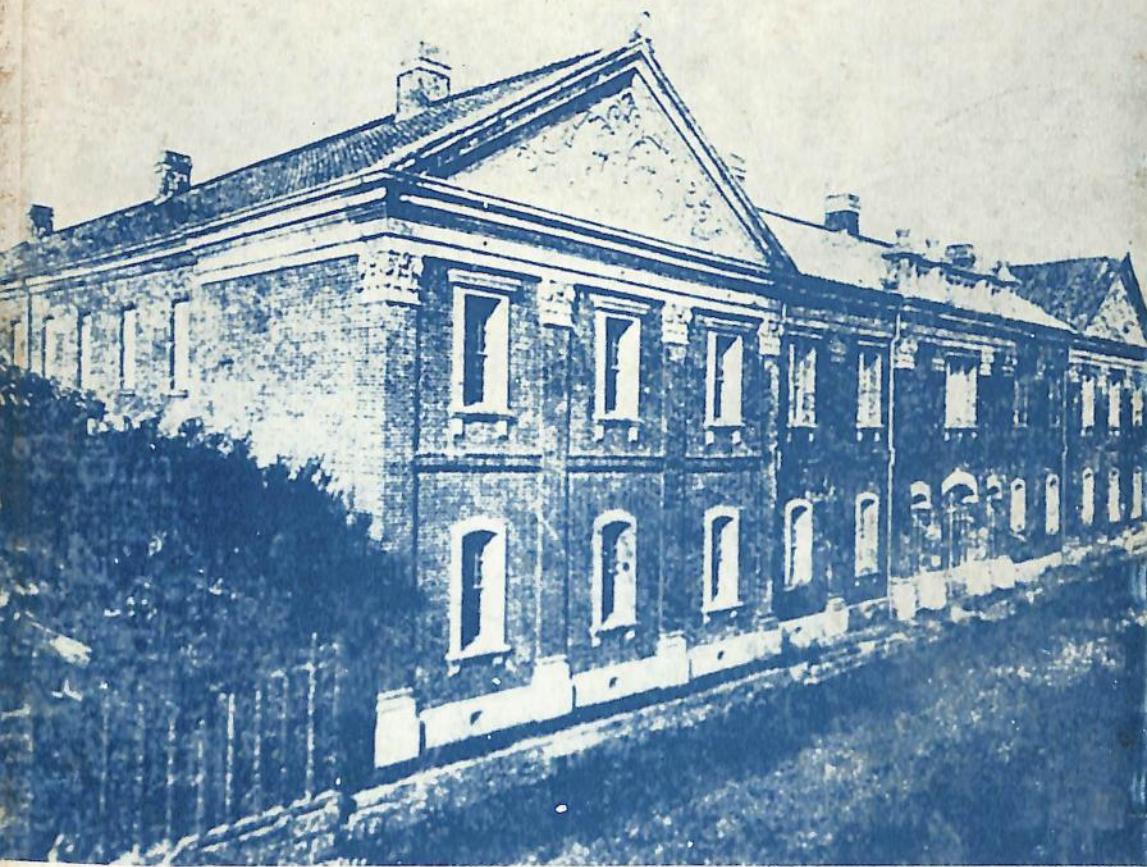


曹法大中

第 9 号



母校創立百周年記念号

1985.5

中央大学法曹会

中央大学校歌

石川道雄作詞
坂本良隆作曲

一、草のみどりに風薰る
丘に目映き白門を
慕い集える若人が
真理の道にはげみつつ
栄ある歴史を承け伝う
ああああ中央 我等が中央
中央の名よ光あれ

二、よしや嵐は荒ぶとも
搖がぬ意氣ぞいや昂く
春の驕奢の花ならで
みのりの秋やめざすらむ
学びの園こそ豊かなれ
ああああ中央 我等が中央
中央の名よ 誉あれ

三、いざ起て友よ時は今
新しき世のあさぼらけ
胸に血潮の高鳴りや
ああああ中央 我等が中央
中央の名よ榮あれ

中央大学応援歌

中央大学学友会選定 作詞
古関裕而 作曲

一、憧れ高く空ひろく
理想の光あやなせる
ああ中央の若き日に
伝統誇る白門の
闘い挑むはた仰げ
力、力、中央 中央

二、情熱と力の若人が
精銳こぞりふるいたつ
ああ中央の若き日に
雄叫ぶ血汐 紅は
闘魂たぎる火と燃える
力、力、中央 中央

三、我等が誇り覇者の歌
さんたり栄光我が生命
ああ中央の若き日に
今ぞ座らん覇者の座に
いぞ勝どきを揚げんかな
力、力、中央 中央

「中大法曹」第九号目次 —母校創立百周年記念号—

表紙題字 信部 高雄
表紙写真 創立当時の校舎



- 発刊のことば 中央大学法曹会幹事長 信部 高雄 (1)
中央大学の百周年にあたつて 学校法人中央大学理事長 渋谷 健一 (3)
建学の精神について 中央大学学長 川添利幸 (6)
大学と学員会 中央大学学員会会长 堂野達也 (9)
評議員会雑感 中央大学評議員会議長 山本清二郎 (13)
募金委員会報告 中央大学創立百周年記念事業資金募金委員長 宮田光秀 (19)
法職講座の理想と現実 法職講座運営委員 森田洲右 (24)
意見書 中央大学法曹会 (28)
座談会
—中央の将来を語る—



アンケート ① 中大生の意識調査

——法学部の魅力のなさは入試の偏差値が原因か——

(93)

② 中大出身三八期司法修習生に聞く

——首位奪回には学生の質の向上が第一——

(98)

関係諸規定

中央大学法曹会会則・規程等

中央大学法曹会役員等名簿

(103)

会務報告

あとがき

事務局長 松家里明 (115)
会報編集委員長 本間崇 (131)

会報編集委員会委員写真

投稿 刑事判例研究会の復活

下村康正 (132)
(131)

校歌・応援歌 (表紙 2)

法学新報の広告 (表紙 3)

カット 山本繁樹

発刊のことば



中央大学法曹会
幹事長 信 部 高 雄

中央大学法曹会は、会員相互の親睦を計るとともに、母校の興隆と司法の発展に寄与することを目的としている。この目的にしたがつて創立以来母校に対して種々の提言ならびに協力をを行つてきた。ところで私は昭和五十八年五月に幹事長に選任されたが、とき恰も母校では、昭和六十年に迎える創立百周年記念行事が企画されていた。中大法曹会では、この企画による記念行事が成功するよう、従前にもまして出来る限り協力すべく機関決定がなされ、積極的に全会員に働きかけることとなつた。その記念行事に必要な募金活動は、宮田光秀先生を委員長とし、各弁護士会の有力者を夫々委員に依頼し、はば広く募金活動を行い、その結果現在までの集計では、学員会支部中最高額の募金成績を挙げることが出来た。募金活動は今後もなお継続されるのであるが、会員の方々に対してもこの欄をお借りして厚く御礼を申し上げると共に今後とも一層の御協力を願いとする次第である。

つぎに母校では、多摩に移転して創立後第二世紀を迎える大学の将来像については、大学内に委員会を設置し、目下慎重な検討がなされているが、中大法曹会においても、この点について極めて強い関心を抱いている。言うまでもなく母校は、古くから「法科の中央」として多くの法曹を輩出し、その名を高からしめており、現在でも裁判

所・検察庁・弁護士会等において多くの会員が第一線で基本的人権の擁護と社会正義の実現に邁進し、わが国司法の発展のため大いに貢献している次第である。他方、政界・財界等各界においても多くの母校出身者が夫々活躍されており、現在では単に法科の中央に止まらず、総合大学としての名声を高めつゝあることは、誠に慶賀の至りである。しかし残念ながら近時母校出身者の司法試験の成績は必ずしも満足すべきものではなく、将来を展望するとき極めて不安な現況である。現在母校においては、十分これが対策を講ぜられていことと思うが、中大法曹会ではこの点に強い関心を抱いており、大学問題委員会（委員長小池金市先生・第一部会長滝沢国雄先生、第二部会長倉田雅充先生、第三部会長大西保先生）・法職教育検討委員会（委員長柳沢義信先生）・会報編集委員会（委員長本間崇先生）等において、極めて熱心にその対策が討議されて來た。これらの委員会は、いずれも夕方六時より行われ、多くは食事の出ない委員会であつたが、熱心な会員、とくに若手の会員によつて長時間にわたり多くの議論が尽され、いすれ意見書として作成され、母校に提出される予定である。この意見書は、会員の只管母校の發展を願う誠意と情熱の結晶であり、母校では、この点に留意され、将来の法曹教育の改善の資とされるよう熱望する次第である。

最後にこの二年間の会務執行に当つては、多大のご支援と格別のご協力を頂いた副幹事長・幹事・委員並びに松家里明事務局長、事務次長を初め、会員各位に対し、心から感謝申し上げるとともに、今後とも母校並びに中大法曹会のために一層のご協力をお願いする次第である。

中央大学の百周年にあたつて

学校法人中央大学理事長



総長職務代行　渋谷健一

中央大学法曹会会報第九号の発刊をお祝い申しあげますとともに、日頃から、法曹会幹事長の信部高雄先生をはじめ会員の皆様には、本学発展のため多大のご尽力を賜わり、心から感謝申しあげる次第でございます。

本学は、本年をもって創立百周年を迎えることとなりましたが、思い起せば、明治十八年神田錦町の地に、増島六一郎先生ほか十七名の法律学者によつてイギリス法律学校として創立され、明治三十八年学制改革に伴い、現在の中央大学と改称せられたのであります。

爾来、幾多の社会的試練に遭遇してまいりましたが、これを克服して順調な発展を遂げ、多くの業績を挙げつつ、社会の負託に応えてまいりました。とくに、昭和四十年代の初期は、大学問題・学生問題の世界的激動期にあたり、その中で、日本においては東大、日大の長期にわたる紛争が、社会の耳目を集め、新制大学と戦後文教政策との諸矛盾が、きわめて尖鋭な形で表面化した時期でもありました。本学もこの紛争の嵐の渦中におかれ、有史以来の危機に直面をいたしました。いわゆる学生会館紛争、學費紛争そして常置委員会紛争であります。大学関係者は、日夜その打開策に心血を注ぎ、学員の皆様にも大変ご心労をおかけいたしましたが、昭和四十四年、あの嵐の様に吹き荒れた紛争を克服することが出来ました。この中で重ねた体験や思考は、大学改革や研究教育条件改善のための

努力に拍車をかけることとなりまして、大学は一連の改革に着手することになり、その中の一つが基本規程の改正であり、学校法人会計基準の導入であります。そして学生問題に対しても改善の努力が払われたのは当然のことであります。また大学は、総合大学としての学部間の有機的な結合を重視するために、全学多摩移転の方向が固まり、研究・教育条件の改善を基軸にした大学改革を、多摩移転として結実させて行く態勢が出来あがつたのであります。その後、理工学部については既存の校地において、改善・充実を図ることとなり、「全学移転」の基本方針から、文科系四学部の多摩移転となりました。

昭和五十年四月に起工式が行われました多摩校地の新校舎は、五十二年十一月十日に落成をし、縁なす多摩丘陵に新生中央大学の雄姿がそびえたつたのであります。翌五十三年四月十日には、多摩校舎において第一回目の入学式が行われ、以来七年を経過してまさに理想的な研究・教育の場として定着し、更に充実を図り一大飛躍を遂げようとしているとき、本年百周年を迎えることとなりました。

この百周年の慶事を迎えるにあたり、これを記念いたしまして、種々行事と事業を行うこととなり、昭和五十四年五月二十日開催の評議員会において、創立百周年記念事業に関する企画、及び本学の充実・発展を図るための将来構想に基づく長期事業企画を策定するため、「学校法人中央大学創立百周年記念事業並びに長期振興事業企画委員会」の設置を議決いたしました。このうち百周年記念事業関係につきましては、五十六年五月十九日付で第一次、同十月十七日付で第二次の答申を受け、現在実施段階でございます。この事につきましては、皆様のご協力、ご支援を賜わり、事業資金の募金活動も順調に進み、特に法人募金につきましては頭初予定いたしました額を上廻わっております。しかし募金総額の五十億円に対しましては、まだ六割の状況でございます。

いま一つの、「本学の将来構想及び長期振興事業企画」につきましては、昨年九月二十七日付で理事長に対し答申書が提出されました。

この企画の趣旨は、本学が本年創立百周年を迎えるに際し、第一世紀における教育・研究活動が世界の経済・社会及び技術の変化的確、柔軟に対応する方途を探るとともに、今後策定される本学の将来像に関する長期ヴィジョンを審議するためのものでありまして、すでに評議員をはじめ教職員の関係者に答申書を配布いたしました。皆様から建設的なご意見が多く寄せられることを、ご期待申しあげる次第でございます。

昨今、日本経済の活況は見られます、反面欧米諸国との経済摩擦等を要因とした諸問題に直面をしております。この中で政府は行財政の改革に取組み、その一環として私大経費補助の削減方針を固め、昭和五十八年度からこれを実施しました。このことは、我が国の高等教育の八割を占める私立大学の将来展望を暗くする要因となつております。この時にあたり、本学の永続的經營の維持とその発展を図っていくためには、国際化時代・技術革新の時代等変化の多様化時代に対処し、近い将来に訪れる大学進学年令人口の大幅減少を考慮しつつ、中・長期計画を作成する必要があります。また、長期振興事業計画につきましても、今後皆様からお寄せ頂きましたご意見、ご提案を基礎といたしまして、学内の合意を得た上で基本方針を策定すべく、鋭意検討をしてまいる所存でございます。

さて、冒頭にも述べました創立百周年記念の式典を、この秋十一月十三日に挙行することが決定いたしておりましたが、この成功については万全を期すことといたしております。そして百周年を契機として、本学の第一世紀における、新しい時代に対応する開かれた大学として、魅力ある大学としての評価を勝ち取るために渾身の努力を重ね、一層の充実・発展を図るべき大きな節目としなければなりません。皆様におかれましても一層のご指導、ご支援を賜わりますことをお願い申しあげる次第でございます。

以上、本学が創立百周年を迎えるにあたり所信の一端を申し上げ、合わせて会員各位のご健康とご活躍を祈念いたします。

(昭和六十年一月記)

建学の精神について

中央大学学長 川添利幸



私学の存在意義は、その個性にある。昭和六十七年をピークに大学進学者の数が大きく変動することから、私学の自然淘汰は避けられないといわれる。そこで生き残ることのできるものは、おそらく強い個性を持つ私学であろう。

では、私学の個性とはなにか。それは、どのようにして形成されるか。むずかしい問題ではあるが、私学の個性は、一般に、建学の精神によつて示され、それを継承し、発展させる関係者の情熱と努力に負うところが大きいといえよう。

最近は私学の個性がはつきりしなくなってきたといわれる。教育制度の画一化を進めた文教政策や、偏差値による〈輪切り〉現象を生んだ入試選抜方法などに原因があるらしい。

各私大は、このような状況を憂い、個性を明確にうち出すために、建学の精神を強調する傾向が目立ってきた。とりわけ中央大学の場合は、創立百周年を迎えたという特別の事情がある。この記念すべき大学の歴史の節目に、過去を振りかえり、未来を展望しながら、大学的一大飛躍的発展をはかるとする気運が、学の内外を問わず関係

者の間に高まりつつある。建学の精神の再確認と、その現代的展開の模索が真剣に行なわれるには、まさに必然のいきおいといえよう。ただ、わたしは、その場合、いくつかの課題があるようと思う。ここで、それを指摘しておきたい。

第一に、本学の建学の精神を、単純にして明快な形にまとめあげる必要があるよう思う。できれば、スローガン風に。たとえば、百周年記念募金の趣意書には、建学の精神をつぎのように説明している。「向学の志に燃える全国有為の青年たちに、広く法学教育の門戸を開こうとした△私学の精神△と、実務を学び実証を重んじ、個人の自由と自助の精神に立脚した共同責任と民主的合議制を善しとする△英法の氣風△とが、渾然一体となつて」形成されている、と。うまくまとめてあると思うが、この方向に一層の彌琢が加えられて然るべきであろう。中央大学の前身△英吉利法律学校△を創設したのは、十八人の少壮法律家である。増島六一郎がイニシアチブをとったことはたしかであるが、建学の精神を一身に体現し象徴する人物を持たない。この点、福沢諭吉の慶應や大隈重信の早稲田のようなわけにはいかない。その分だけ、ことばで建学の精神を的確に表現する必要が増すといってよからう。第二に、建学の精神と校風との混同をいましめるとともに、両者の関係を明らかにすべく努力しなければならない。

△質実剛健△と△家族的情味△が中央大学の特質として強調されることが少なくない。いずれも特質として強調し、また目標として高くかかげるに値するものではあるが、それじたいを直接に建学の精神とするわけにはいかない。これらは、いずれも△校風△とでもいべきものではなかろうか。もとより、校風は、建学の精神のもとで醸成されるのが普通であろうから、両者の関係を追究し、それを明らかにして行く努力を惜しんではない。学生たちの中には、両者を混同している者も少なくないので、念のために指摘しておきたい。

第三に、建学の精神の現代的展開を考える必要がある。中央大学は、文科系四学部の八王子移転を敢行した。立地条件がこれだけ異つてくると、移転というよりは、新しい大学が創設されたと考える方がよいと助言してくれる人が多い。そのうえ中央大学は、百周年を迎えて、自らの第二世紀に歩を進めようとしている。不透明な未来に向けて新生中央大学のビジョンを考えがくことも至難のわざであるが、そのビジョンを建学の精神の発展として性格づけしていくことも容易ではない。しかし、いかに困難であっても、それをしていかなければならない。伝統とは、そういうものであり、それを無視すれば、眞の活力は生れてこない。

第四の課題は、建学の精神ないしは伝統の担い手の問題である。中央大学法学部とくに法律学科の活性化を願う学員のなかに、専門科目担当の専任教員が、ほとんど中央大学出身者で占められるのは望ましくないと考えている方が少なくないようと思われる。法学部法律学科の専門科目担当の専任教員についてみれば、中大出身者の占める率は、八十一ペーセントである。これが活性化を妨げるものであるかどうかは、別に十分突込んだ議論をしなければならない。しかし、ここでは、むしろ建学の精神ないしは伝統の担い手の観点から、この問題を考えてみる必要があるようと思われる。東京大学や京都大学のような国立大学は別としても、早稲田や慶應のような私立大学の代表校の場合は、いずれも本学よりも高い比率を占めているのが現状である。これが、建学の精神ないしは伝統を継承し発展させていくためには不可欠の要件なのかどうか。論議に値する問題であろう。

昨年十一月に学長に就任してから、中央大学の歴史を精しく調べてみればみるほど、誇るに足る大学であることとを、あらためて確信するに至った。創立百周年を機会に、建学の精神について、大学関係者すべてが、認識をあらたにし、論すべきことは大いに論じる必要があるのでなかろうか。

大学と学員会



中央大学学員会会長

堂野達也

中央大学学員会の目的には、学員相互の親睦を図ること、学員の健全な輿論を結集して母校の興隆に寄与するこ
とが、規定されている。また、学校法人中央大学の基本規定（寄付行為）によれば、大学の經營責任を負うべき理
事の選任は、評議員会において行われ、その評議員会を構成すべき評議員は、学員中二十五才以上の者から選任さ
れることとなっている。これは勿論、戦後昭和二十五年四月から施行された私立学校法にもとづくものである。

従来、学員会は、専ら大学側の要望にしたがって、理事・監事・評議員・各種委員会委員等の選出、その他人事
面で協力する外、大学の記念事業遂行に伴う募金等財政面でも協力してきたのが実情である。

学員会は、昭和五十四年十一月十三日渋谷理事長より、昭和六十年に迎える中央大学創立百周年記念事業に関し
て、「母校中央大学創立百周年記念行事並に母校中央大学の将来構想の長期展望（百周年以後）に立った振興事業
の具体案」について意見を求められた。学員会では、昭和五十五年一月、中央大学創立百周年等委員会に対応する
特別委員会を設置し、各方面より委員として参加を求めて、右事項について審議に入り、更に、各支部・幹事等の
意見を求め、同年九月二十日前段の百周年記念行事に関してのみ、第一次建議書を理事長宛に提出した。

しかし、後段の母校中央大学の百周年以後の将来構想—長期的展望に立った振興事業の具体案の策定について、論議することになると、容易に結論を見出すことは極めて困難といわなければならない。特に、今日の私立大学は、國家の教育機関として国庫の補助を受けておるのであって、その機構の増大するに伴つて、その組織・運営、そして、そこで行われる教育・研究等の実情を現実に理解することは容易になし得ない。本学の将来構想及び長期振興事業計画については、長期振興事業企画分科小委員会（教学関係）から既に答申がなされている。それは相当部厚いものであつて、そこでは教育・研究その他の将来像が多岐にわたり、理論的に説明されており、充分納得できるところがある。これに参加された委員各位の努力に対し深甚なる敬意を表する次第である。今ここでその内容を紹介し、あるいは、これについて意見を述べることは紙数の都合もあって適當な機会ではないと考える。

学員会における特別委員会は、将来構想もさることながら、大学全般の現況の充分な認識なくして、将来構想はこれを論じ得ないとの議論もあつたので、現況と併せて将来構想を検討することとした。この間、各支部及び各白門会に意見を求めて討論を進めたけれども、大学全般の現況に対する各委員の認識とこれにもとづく将来構想の意見が多種多様に提出され、容易に一致した結論を出し得なかつたが、各委員の熱心な論議の結果によつて集約された建議案（添付資料参照）が作成された。

この建議案の内容は、一般学員の大学に対する熱望を端的に表現したものであり、また、ある意味では大学の現状の中にある欠陥を補完することが最急務であつて、その補完こそが大学の将来への発展の第一段階とすべきであるとの考えにもとづくものである。

ただ、その内容には、教学関係に触れるところもあると思われるが、教学側におかれても、学員会にはこのようない見もあることを認識されて、謙虚に受止められるよう願うものである。

ともあれ、学員会が学員の健全な輿論を結集したのが、この建議案であることをご理解せられ、これが実現ための協力を求める次第であります。なお、この建議書は大学に提出せられ、大学より学内関係者に配布された。

(一九八五、一、二二)

答申の内容

〔一〕 母校は、多摩校舎移転直後には、社会的羨望を集めいたにも拘らず、その後、各種國家試験の成績、入試における偏差値等において、社会的評価が低落するなど予期しない困難な事象に遭遇するに至っている。

その要因は、一つには教育・研究に最適と思われていた環境が「緑の孤島」と呼ばれて敬遠されていることである。

これらの事実を補完するには、以下の方策を講ずることが急務である。

それによつて、将来は「世界の中大」としての特色を誇りうる、眞の最高学府の多摩校舎たらしめることを切望するものである。

現状を改善するための諸目標は、(1)上位にランクされる高等学校的生徒が挙つて受験する魅力ある大学体制を創り、(2)入学試験上位合格者多数が他大学に流れている傾向を防止し、上位合格者の入学を確保するための方策を樹立すること。また、都会志向の現在の学生気質を理解し、それを補完する方

策を考慮し、(3)入学者選抜の多様化を図り、人間性や論理的思考の側面を評価する大胆な方策を考えるべきである。

この意味では、昭和六〇年度から実施されるスポーツ能力に優れた者の推薦入学制度及び帰国子女特別入学試験制度は評価できる。

いずれにせよ、特色ある大学の経営と教育を英断を以つて実行することを希求して止まない。

〔二〕 具体の方策

具体的の方策として、次の一二二項目を提案する。

- (一) 中大生・O.B.にありがちの孤立化傾向を払拭し、全学生層を通じて、人間性豊かな連帯感によって支えられた氣風の醸成をはかることに努めること。
- (二) 質の良い学生を多數集めるため、例えば、入試の偏差値を高める等の十分な工夫をすること。
- (三) 國際関係・情報関係等時代の要請に応える学部学科を新設すること。
- (四) 学員の子弟の入学について特段の配慮を図ること。
- (五) 卒業の条件を厳しくして在学中に勉強させ、実力ある

(六) 卒業生を世に送り出して社会的評価を高めること。

優秀な学者を招聘するなどして、教学陣容を強化し、

あわせて競争講座の設置等教育内容の充実を図り、大

学の評価を高めること。

(七)

教学の活性化なくして、中央大学の社会的評価を高めることはできない。学部教授会の本来の機能を十分發揮させ、かつ教学人事の適性化を図ること。例えば、いわゆる教養科目担当教員の構成する教授会と専門科目担当教員の構成する教授会とを分立させること。

教員の研究活動を充実させるため、一定期間毎に研

究論文を提出せしめ、それを審査する専門委員会を設置すること。

(八)

駿河台の大学会館の建て直しの際、法学部の後期課程履修教室及び国家試験受験生のための施設（仮称総合研究所）を設置して、講師やOBの招聘・協力をし易くすること。

これが実現不可能の場合は、新宿等都心に近い場所（現在建築中の大正海上火災の建物の一部を賃借することも一方法）に設置し、法人直轄とし、司法試験・公認会計士試験・公務員試験等全般につき学員

の協力を得て成績を向上させて本学の伝統を守ること。海外にも開かれた大学として国際性を高める諸方策を考慮すること。

(九)

奨学制度として、各学部相当数（百名位）収容できる

学生寮を外郭団体に運営させて、学生は食費のみ負担すること。

多摩校舎周辺の交通網の整備充実を図ること。

(十) (三) 私立大学における評議員会は、大学運営・発展の源泉といふことができる。しかるに、本学におけるその現状は、必ずしも二一世紀へ向けての発展を期待せしめるものではない。この際 評議員の数、質、その選任方法、評議員会の運営方法等について、広い視野に立て、これらの改善を図り、真に大学発展の基礎を樹立すべきであること。

よって、以上各項目の大学改革案の実効性を確保するために、特別委員会を設置すること。

以上



評議員会雑感

中央大学評議員会議長

山本清二郎



(一) 私は、昭和二六年四月学校法人中央大学が認可されて以来の選任評議員であり、昭和五三年一〇月評議員会副議長、同五四年三月評議員会議長に選任されて、今日に至っているので、中央大学の評議員会のことに関するては、人一倍の関心を持ち、大学運営の発展に寄与するため、若し改善する余地があれば、是非とも、これを実現したいと考えている者である。

さてこのたび中央大学学員会の堂野達也会長より、母校の将来構想に関する、長期的振興事業の具体案について建議（第二次）がなされ、そのうち、提案の一〇項目に、評議員の数・質・その選任方法、評議員会の運営方法等について、広い視野に立って、これらの改善を図り、真に大学発展の基礎を樹立すべきであると云うことが、挙げられている。

そこで、これらの点を中心に、評議員会の現状を報告して、学員の皆さん、とくに中大法曹の各位の卒直な、ご意見も承りたいと思う者である。

(二) 先ずこれらの問題につき、留意すべき事は、一、選任評議員の定数について、二、選任評議員の構成および選

任方法については、昭和四四年四月一六日開催の評議員会において、「新しい時代に即した大学の使命および近時の学園紛争の経緯にかんがみ、学校法人中央大学基本規定（寄付行為）の改正について、検討すべきである。」旨の決議がなされ、学校法人中央大学基本規定（寄付行為）検討委員会が設置され、同年一二月一七日第一回の委員会以来、昭和五三年四月迄、委員会を開くこと四〇回、さらにその間小委員会二九回、懇談会一〇回を数え、慎重審議の結果、荻山虎雄委員長から、渋谷健一理事長宛、第一 総長制について、第二 理事および監事について、第三 評議員会について、その他が答申されているのである。その結果、評議員会だけについて申せば、一、選任評議員の定数については、現行基本規定どおり二百人以内とする。理由は、選任評議員の定数については、減員すべきとする意見、現状維持が良いとする意見、増員すべきとする意見があつたが、各方面の意見を纏めるためには、現状どおりとすることが適當であると判断したと云うのである。二、選任評議員の構成および選任方法については、現行どおりとする。理由は、選任評議員の構成および選任方法については、規定の改正を行わず、運用に委ねることが妥当であるとしている。

(二) 評議員の定数については、学校法人中央大学基本規定（寄付行為）の第二七条により、選任評議員は、その定数を、二百人以内とし、この法人の学員中二十五才以上の者から選任するとしている。而して、同条二項に、学員の範囲を定め、現在評議員定数二百人全部が充足されている。但し死亡等により、欠員が生じたときは、任期満了、評議員選任の際、補充されることになっている。この評議員の定数を二百人以内とすることについては、前記検討委員会においても、相当活発な議論があつたところであり、中央大学の伝統・規模、その他を考慮して、慎重に決定されるべきものと思う者である。

現在、選任評議員は、教職員を始め、学員会の地域支部代表、職域支部の法曹会、南甲俱楽部、体育会、学研連

等、各方面の有識者、実力者が、それぞれの分野を代表して選任されている現況である。教職員側と、学員側とで評議員の数について、永い間議論されて來たが、現在では、その比率も、落付いて來た感がある。

評議員の定数については、前記の如く、基本規定によって定められているものであり、若し、これを改正するすれば、同規定第四四条によつて、評議員会において、出席議員の三分の二以上の同意を得なければならない事になつてゐることに留意しなければならない。なお、これら評議員の評議員会出席状況を見るに、昭和五九年一〇月二七日開催の学長選任に関する件で開催された評議員会には、評議員总数二〇三名（職務上の評議員を含む）のうち、出席評議員一一一名、委任状提出評議員六八名の計一七九名であった。

四 評議員の選任方法は、基本規定第二八条により、選考委員会の選考した候補者について、評議員会が選任することになつてゐる。そして、選考委員会の構成も、基本規定上、選考委員の資格を厳格に定め、合計一二名の選考委員で構成されている。この選考委員会では議長が趣旨説明を行ない、委員の自己紹介が行われて、審議方法についての意見開陳があつた後、個別選考に入り、教職員選考委員一同、並びに学員会長から、提出された資料によつて、審理が進められるのである。基本規定第三〇条により、選任評議員の任期は四年となつてゐる。そこで、これを二組に分けて、その都度評議員会で選考委員会を設け、任期満了の評議員と、死亡その他の理由により欠員となつた評議員の補充を行つてゐる。なお、この選考委員会には、事前に、教職員側では、選任評議員選考委員教職側選考委員一同から、又学員側からは学員会会长から、それぞれの資料を添えて、選任評議員の推薦がなされるのである。個別選考は、これらの資料を中心に進められる。教職側には定年があるが、学員側にはこれがないので、学員会では、評議員候補者推薦基準を設け、中央大学及び学員会の興隆・発展に熱意ある方を選ぶことにしておられるようである。

従つて、選任評議員の構成並びに選任方法については、基本規定の改正は行われなかつたが、逐次教職員側選考委員並びに学員側選考委員において、多大の責任を持たせられ、それぞれの分野において慎重な検討がなされ、それらの資料を評議員選考委員会に報告させ、その運用方法に改善が加えられ、評議員の老齢化防止、マンネリ排除のため努力が重ねられていると思われる。しかし評議員候補者の選考基準については、その都度活発な論議がなされても良いのではないかと思う。

(五) 次に評議員会の運営方法であるが、現在基本規定第三二条により、評議員会は理事長の招集によるものであり、評議員会議長が議長となつて開会を告げ、同規定三二条に定める定員数に達しているか否か、を確認のうえ傍聴の可否を諮り、議事に入る前に、理事長挨拶並びに学長学事報告の通告があり、先ず、これが冒頭に行なわれるのが慣例となつてゐる。次に理事長挨拶並びに学長学事報告について、評議員の質問が許されることになるのである。この質問をされる方は、大学問題に造詣が深く、大学の興隆発展に、極めて熱心な評議員が多く、大学側からも真剣な答弁が行なわれている。

この理事長挨拶並びに学長学事報告は、広く大学の内外に知らせるため、中央大学広報や学員時報等に、掲載されるのである。かかる後、議事に入るのであるが、通例提案理由の説明を、常任理事が行つて、これに対する質疑が行われる。その質問の前に発言の通告があれば、これを許可し、質疑応答の後採決という事になるのである。評議員会の議決事項には、通例、基本規定第三三条の(一)の、予算、決算、借入金及び重要な資産の処分に関する事項が多いのであるが、先般、昭和五九年一〇月二七日開催の評議員会の如く、中央大学学長に関する規則第六条に定める学長選任について、評議員会の承認をするような議案もある。そして議事が終つたところで、議事録署名者が指名されて、評議員会は閉会となるのである。

評議員会は大体二、三時間を目標として行なわれるが、これは全国から広く、それぞれの地域・職域の代表が、百二、三〇名も集まられるのであるから、余り時間を多くとるわけにも行かず、効率的に、運営が図られなければならぬ。予算・決算等の問題は大学運営に極めて重要であり、これを審議する評議員の責任もまた大なるものがある。大学側においても詳細な説明書を事前に配布し、評議員会の席上でも、常任理事より説明が行なわれる所以ある。ただ、これに対し評議員会が、いつも同じ型で形式的ではないか、もう少し実質的な審議をなすべきではないか、という論がないでもない。この点は、議事進行に当る議長において十分考慮し、大学側並びに評議員側の各位に対しても、協力を願い、なるべく短時間で多大の成果が上のよう工夫を重ねて来たところである。なお、ご意見はどしどしお出し頂きたいと思う。

(iv) 次に法人役員の選任は、評議員会の最も重要な任務である。学校法人中央大学基本規定（寄付行為）第一一条、理事は、評議員会の議決によつて、評議員その他の者から選任する。同第一五条監事も同様である。なお前記基本規定並びにその付属規程の改正に関する答申により、経営規模の拡大と教職員の理事会参加による構成比率を考慮して、教授出身の理事が増員されたのである。従つて、基本規定一〇条の理事一二人以上一七人以内、監事二人以上三人以内が、評議員会によつて選任される事となる。この場合、評議員の定数は前述のとおり二百人であるので、この合議体で選任することは不可能であるので、理事・選考委員会が設置される事となる。この委員会は、評議員会において、議長・副議長・学員会長・学長のほか、議長・学員会長・学長の指名する評議員が選考委員となる動議が提出され、その委員会で選任した者は、評議員会で選任されたものと看做される事になる。議長・学員会長・学長は、各方面から適材の評議員を選考委員に迎えるため、教職側・法曹会・南甲俱楽部・体育会・政界・地方代表等に割振つて、合計二一名で、構成されるのが慣例である。基本規定第一六条により、理事・監事の任期は、三年

であり、その都度、評議員会内に、理監事選考委員会が設置される。最も難かしいのは、理事のうち理事長候補者、常任理事候補者を推薦することである。基本規定上は、第一三条により理事長は選任理事のうちから、理事会が選任することになつており、事業理事及び常任理事は、理事の互選によることになっている。素案に過ぎないのであるが、法人の最高責任者を推薦するのであるから、責任重大といわざるを得ない。

昭和五九年度理監事選考委では、同年四月二五日から五月一六日迄の五回に亘り委員会を開催し、慎重協議した結果、理事一六名、監事三名が選任された。その際、新理事者に対する要望として、(1)中央大学の財政の健全化を図ること、(2)百周年の募金の目標額を達成すること、等が述べられ、また理事会のあり方、常任理事三名説等についても、いろいろ議論があつた。

中央大学としては、本年一一月一三日の創立百周年の記念式典が目前に迫つてゐる。この式典は何としても、立派に達成しなければならず、そのためには先ず募金目標を達成しなければならぬと考えてゐる。次いで大学の第二世紀に向けて、この画期的な発展・充実のため、教育・研究内容の充実整備と、大学財政の健全化を図る基盤の確立を果たさねばならぬ、と考える次第である。

募金委員会報告

中央大学創立百周年記念事業資金募金委員会

委員長 宮田光秀



わが中央大学は、明治一八年（一八八六年）「英吉利法律学校」の名の下に創設され、その後着実な進展をなし、今日では、法、経、商、理、文の五学部を擁する総合大学として見事結実しました。

本年は、創立百周年を迎えるにあたり、来る一月一三日白亜の多摩校舎において、盛大な記念式典が挙行せらる予定であります。

大学当局は、この記念すべき年をトして記念式典及び記念事業を計画し、その資金調達のため「中央大学創立百年記念事業資金募金委員会」を設置し、寄付金による募金目標額を金五〇億円、うち金三五億円を学員会員その他個人、うち金一五億円を法人と枠別をなし、昭和五七年七月から同六三年六月まで、と募金活動を開始したのであります。

中大法曹会は、この企画による要請にもとづいて、昭和五七年九月「中大百年記念事業募金委員会」を発足せしめ、五〇名（東弁二〇、一弁一二、二弁一三、裁判所二、検察庁二）の委員を選出して、金二億円を募金目標額に添付資料（）のような寄付金募金基準を定め、各会別に募金を担当いたしました。

かくて、各委員の熱心な活動と、これに呼応する会員各位の絶大な協力によつて、昭六〇年一月三一日現在において添付資料(1)の集計表のように、募金額合計金一七四、一四〇、〇〇〇円に達しました。

ところで、大学当局に対する募金申込総額は、昭和六〇年二月末日現在において、

(1) 法人 金一、一二六、四一〇、〇〇〇円

(2) 個人 金 九五一、八七六、一三三〇円

合計 金三、〇七八、二九六、二三〇円

となりました。法人枠は、当初の設定額を上廻ったとは申せ、全体としては目標額の60%強に過ぎない現状にかんがみ、その達成には今一層の努力を傾けなければなりません。この状況の中で各種支部の募金成績を一瞥すると

第一位 法曹会 一七四、一四〇、〇〇〇円

第二位 南甲クラブ 五八、九三〇、〇〇〇円

第三位 体育会 四八、八五〇、〇〇〇円

と、かようなランクになつております。法曹会も目標額金二億円の達成とはまいりませんが、他の支部に比して格別の好成績をあげていますことは、会員各位の母校愛の発露と深く敬意を表します。

大学当局は、大蔵省の認可を得て、今後法人枠を金一五億円に改定して、目標額達成に一層の精力的な活動持続に努めていますが、わが法曹会募金委員会としても未だ応募のない会員に対して理解と協力方を願望し目標額完遂に努めたい所存であります。

最後に、募金委員のご苦労を深謝し、今後ともご尽力を願い、委員会報告といたします。

資料(一)

中央大学百周年記念事業寄付金募金基準

中央大学法曹会(五七・一〇・八)

④ 理事長、総長経験者は本基準外である。

① 一〇〇万円以上(五〇口以上)

② 大学の理事、監事経験者、現職理事、監事

評議員會議長

③ 学員会副会長経験者、現職副会長

④ 日弁連会長

② 七〇万円以上(三五口以上)

① 評議員三期在任以上の者(現職)、評議員會議長経験者並びに現副議長
② 中大法曹会幹事長経験者(支部長)、学員会幹事会常任幹事、参与
③ 単位会々長

③ 五〇万円以上(二五口以上)

(1) 評議員経験者(元・前)、現職評議員

(2) 学員会幹事
(3) 単位会副会長

④ 三〇万円以上（一五口以上）

(1) 協議員経験者、現協議員

⑤ 二〇万円以上（一〇口以上）

司法研修所一五期以前に修了した者（期前を含む）

⑥ 一五万円以上（七・五口以上）

司法研修所一六期～一五期までに修了した者

⑦ 一〇万円以上（五口以上）

司法研修所二六期から三一期までに修了した者

⑧ 二万円（一口）

司法研修所三二期以下の修了者

中央大学百年募金集計表

資料(二)

(昭和60年1月31日現在)

中大法曹会を所属支部とする募金				法曹会を所属支部としない募金				合計	
人数	大学への応募金額	法曹会割振額	他支部割振額	人数	大学への応募金額	名	大学への応募金額	人数	大学への応募金額
東 弁 168	64,420,000 円	37,170,000 円	27,250,000 円	79	14,400,000 円	247	78,820,000 円	139	52,610,000
一 弁 96	42,820,000	21,480,000	21,340,000	43	9,790,000	74	22,770,000	58	5,170,000
二 弁 52	19,160,000	10,970,000	8,190,000	25	3,610,000	34	2,130,000	78	5,840,000
裁判 所 24	3,040,000	2,175,000	865,000	76	5,540,000	17	6,620,000	21	8,650,000
検 察 庁 2	300,000	70,000	230,000	17	6,620,000	2	130,000	5	280,000
公 証 人 4	2,030,000	900,000	1,130,000	276	42,220,000	622	174,140,000		
そ の 他 3	150,000	130,000	20,000						
合 计 346	131,920,000	72,895,000	59,025,000						

中大法曹会員の応募金額 金 174,140,500円。 内訳 中大法曹会の応募金額 金 72,895,000円
その他支部の応募金額 金 101,245,000円